

福岡県財務規則の一部を改正する規則案について（概要）

1 改正の理由

(1) 緊急の必要による随意契約時の契約保証金免除規定の追加（福岡県財務規則第 170 条）

近年、豪雨災害、新型コロナウイルス感染症及び鳥インフルエンザの発生といった事前
に予測できない出来事が頻発しています。これらに対する備えとして、豪雨災害につい
ては建設業者と、特定家畜伝染病については各業界団体や事業者と事前に協定を締結し、発
生時には即座に対応を依頼する体制がとられています。契約方式についても、地方自治法
施行令（以下、「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号により、競争入札に付すること
なく随意契約を行うことが可能となっています。

しかしながら、契約保証金については、現金納付や履行保証保険契約等の手続きが必要
となり、早期着手が求められるにも関わらず、契約締結まで日数を要する状況にあるため、
今回免除規定を追加するものです。

(2) 規則様式の「請負者」表記を「受注者」表記へ変更（福岡県財務規則様式第 134 号）

福岡県告示で定める工事請負契約書は、中央建設業審議会（事務局：国土交通省不動産・
建設経済局建設業課）で決定される公共工事標準請負契約約款に準拠しています。

しかし、公共工事標準請負契約約款では、契約の相手方を「受注者」と表記し、福岡県
告示で定める工事請負契約書及び規則様式第 134 号の工事関係の請書においては、契約
の相手方を「請負者」と表記しています。

検討した結果、福岡県において規定している工事請負契約書及び請書についても、公共
工事標準請負契約約款の表記と統一するべきと判断したため、今回改正するものです。

2 改正の内容

(1) 福岡県財務規則第 170 条

財務規則第 170 条に、令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる随意契約を締結する場合
において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときは、契約保証金
を免除できる規定を追加する。

(2) 福岡県財務規則様式第134号（工事に係る請書）

「請負者」表記を「受注者」表記へ変更する。

3 施行期日

令和 5 年度に施行予定。